

大阪市告示第829号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和についての認定を取り消したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和7年6月13日

大阪市長 横山英幸

1 認定取消年月日及び番号

令和7年5月30日 第29号

2 認定区域の名称

大阪市営長吉長原北住宅

3 認定の取消しを行った区域の位置

大阪市平野区長吉長原東1丁目701番1

（計画調整局建築指導部建築企画課）